

令和5年3月 農業委員会総会

令和5年3月27日(月) 9時00分  
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年3月の農業委員会を開催します。」

「本日は 10番〇〇委員が欠席です。委員12名中11名の出席  
ですので、総会は成立している事をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただ  
いています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。  
す。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務  
局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、3月の行事及び4月の予定についてご  
報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を4月20日、総会  
開催日を4月25日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提  
案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を4月20日、総会開催日を4  
月25日といたします。」

「次回の調査委員は 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員としますの  
でよろしくをお願いします。」

<p>会長</p>	<p>「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項 2 番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明)</p> <p>報告事項 3 番 農地転用許可不要案件届出書について (詳細説明)</p> <p>報告事項 4 番 農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に関する 農地転用の届出書について (詳細説明)</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第 20 号、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について説明します。」</p> <p>「総会資料 38 ページをご覧ください。」</p> <p>(議案朗読及び説明)</p> <p>「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」</p> <p>「質疑なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「質疑など無いようですので、採決に移ります。」</p> <p>「議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」</p>

全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第20号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」
会長	「それでは、引き続き議案第21号 農用地利用配分計画に対する意見聴取について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	<p>「総会資料46ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読及び詳細説明)</p>
	<p>「川棚町長より農用地利用配分計画に対する意見聴取の要請があっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づくものです。前契約者であった亡〇〇〇〇さんが、生前契約解除を申し出て解約されておりました。その後、〇〇農業委員さんの斡旋により〇〇さんが耕作されることになり再配分を行っております。配分計画の終期は令和6年11月30日までで集積計画の終期に合わせています。賃料については、変更ありません。〇〇さんは、水稻を作られる予定です。」</p>
	<p>「詳細については、以上です、ご審議をお願いします。」</p>
会長	「それでは、質疑に入ります。どなたかご意見をお願いいたします。」
〇〇委員	「7番〇〇です。1枚に圃場整備をされている農地で悩まれましたが、やっとうご協力頂き、耕作すると承諾を頂きました。荒れていましたが、今は、〇〇さんをお願いして飼料作物を植えられおりもうすぐ収穫があり、その後水田に移る計画をしております。」
会長	「〇〇さんは、アスパラをされていると思いますが。」

<p>〇〇委員</p>	<p>「アスパラもされ、一部水田もされております。アスパラの忙しさもあり、かなり悩まれましたが、私が無理を言って承諾をして頂きました。」</p>
<p>会長</p>	<p>「他に意見はありませんか。」</p> <p>(意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、意見もないようすので、議案第21号 農用地利用配分計画に対する意見聴取については、特段問題のない事で決定することでご異議ございませんか。」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第21号 農用地利用配分計画について特段異議のない事で意見することで決定します。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「議案第22号について説明します。」</p> <p>「総会資料46ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読及び説明)</p> <p>「農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第22号 農地法第3条の許可申請については、所有権移転を伴いますので、調査委員、地元委員、地元推進委員からの説明を受け、質疑を受けた後も採決に入りたいと思います。」</p>

<p>会長</p>	<p>「それでは、調査委員（〇〇委員）より説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「13番 〇〇です。3月20日に〇〇委員、〇〇委員、事務局職員2名と地元委員の〇〇会長、推進委員の〇〇委員の7名で現地調査に行きました。申請者 〇〇さんの立ち合いの下、調査を行いました。申請地は、国道205号を〇〇方面へ進み、〇〇郷のコンビニのある交差点を左折して、JRのガードを通り抜け、町道 〇〇線を〇〇方面に終点まで進み、〇〇町の入江付近に出ます。入江を出てから左折して、〇〇方向に100m程進み、現地に入る私道があります。私道に入ってから50m程園内道を進みそれより海岸線の方におりたところでした。譲渡人の〇〇さんは、年齢が〇〇歳で高齢であり、自宅から現地までの距離もあり、今回離農され、耕作の予定もなく、将来の保全管理も不可能とのことです。譲受人の〇〇さんは、〇〇さんと同じ地区にお住まいで現地に隣接するみかん園をお持ちで〇〇さんも〇〇さんに所有権を移転することを希望されていました。〇〇さんは、諫早農業高校を卒業され、農業大学に進学されました。卒業後、果樹経営のみかん農家で就農されております。知識も意欲もある青年で、将来性を考えて、〇〇さんからの所有権移転の対価も無償で申請してありました。今回申請された議案の所有権移転に関しては、何も問題ないと思われます。説明が不足するところは、地元委員にお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員である私（〇〇）より説明をします。」</p> <p>「〇〇さんは、現在、みかんを経営されていて経営規模を拡大されるということです。拡大されることでSS（農業用機械）の動きが非常に便利になります。本人はやる気があり、強い意欲を持って望んでおり、農業大学を卒業されており、何も問題ないと思います。」</p>
<p>会長</p> <p>〇〇委員</p>	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）からの意見をお願いします。」</p> <p>「19番 〇〇です。今、ほとんど説明がありましたので、自分の方からも何も問題ない。」と思います。」</p>

<p>会長</p>	<p>「他にありませんか？調査員の〇〇委員お願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「私も現地調査に行きましたが、申請地は傾斜があり台風が来た時に防風林等を設置しないと被害が出るのではないかと。また、畑は傾斜地であり、水不足が心配されるため井戸をほって、水を確保したらと思ったのですが。」</p>
<p>会長</p>	<p>「たしかに防風樹の設置は必要だと思いますが、現在、みかんを植えられているところで、これからおそらくまきの木を植えられると思います。まきの木は2～3年は、じっとしており大きくなり始めるとどんどん大きくなり10年たつと背丈以上となりますので、防風林を植えれば対処できると思います。ここの地形は段々畑になっていたところで、それを全部1枚に傾斜地をつけて園内道で段差をつける形の開園工でした。また、水対策については、今は水を切った栽培をされており、ストレスをかけて濃度の高いみかんを作る技術になっており、水はいらない栽培方法となっております。」</p>
<p>会長</p>	<p>「それでは、ただいまから審議を行います。」</p>
<p></p>	<p>「これより、議案第22号 農地法第3条に許可申請について質疑を行います。質疑等ございませんか？」</p>
<p>全委員</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>「異議なしと認めます。よって議案第22号 農地法第3条の許可申請については許可することに決定します。」</p>
<p></p>	<p>「以上で議案の審議は終了しました。」</p> <p>協議終了</p>

その他

・農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について（延長）  
等

「以上をもちまして令和5年3月の農業委員会総会を終了いたします。」

議事録署名人

会長

議事録署名人

議事録署名人